

ゼロカーボンシティふなばしロゴマークの使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ゼロカーボンシティふなばしロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(権利の帰属)

第2条 ロゴマークの一切の権利は、船橋市（以下「市」という。）に帰属する。

(使用できる者)

第3条 何人も、市の許可または申請によらずロゴマークを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当すると市が判断する場合は、市はロゴマークの使用を停止することができる。

- (1) 営利を目的に利用する、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反する、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用する、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 市又は市職員の品位を傷つける、又はそのおそれがあるとき。
- (5) その他市がロゴマークの使用について不適切と判断するとき。

(使用料)

第4条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 下記に基づき、デザイン等を正しく使用すること。

I ロゴマーク



最小サイズ 30mm未満の場合、別デザインで最小サイズは 10mm
(使用例は後述のⅡ～Ⅵに準拠)

※ 30mm 未満の別デザイン



II 禁止例

ロゴマークは、正しい形で表示すること。下図は誤った表示方法の一例である。このような仕様は絶対に避けることとする。



III カラー



プロセスカラー：C100 M58 Y0 K0

DIC：579

近似色

RGB：R0 G96 B151

WEBセーフカラー：#006097



グラデーションを利用する場合

プロセスカラー：C100 M58 Y0 K0

↓

プロセスカラー：C67 M30 Y0 K0

近似色

DIC：101

RGB：R93 G153 B218

WEBセーフカラー：#5D99DA

※指定カラー以外の青色を使用する場合は、事前に協議すること。

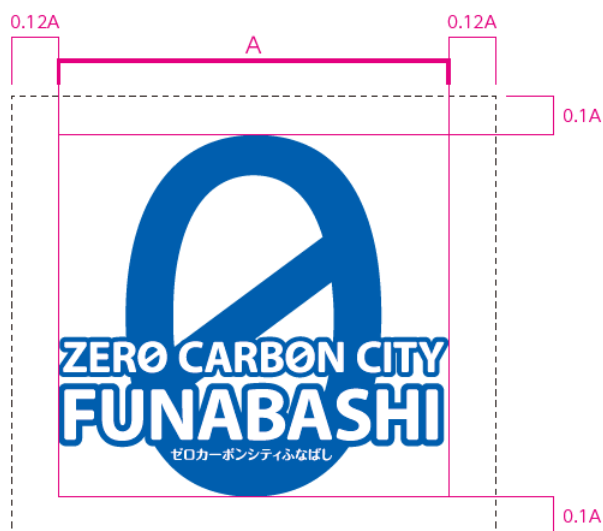
IV 単色表現



V アイソレーションゾーン

アイソレーションゾーンとは「独立環境」という意味でマークの周囲に一定の空間を設けることで、その識別性を高めるものである。

マークの左右幅を (A) とし、周囲の上下左右に、下記に示すアキをとること。



禁止例



〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25
<http://www.city.funabashi.lg.jp/>

VI 背景規定

シンボルマークは、視認性を考慮して適切に表示すること。

できるだけ白地または淡い色の背景に表示し、シンボルマークのカラーを生かして表現することを推奨する。



白地に表示



淡い色地に表示



類似した色地に表示しない



(2) ロゴマークの縦と横の比率は等倍で拡大及び縮小をすること、なお、30mm 未満に縮小するときは、別デザインのロゴマークを使用し、10mm 以上とすること。

(3) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。

(4) 商標登録出願を行わないこと。

2 市は、前項に反する使用の実態を確認した場合は、その使用者に対し、用途・用法の改善、使用の停止等必要な措置を取ることができることとする。

(報告)

第6条 市は、必要に応じ、ロゴマークの使用者に対して使用状況の報告を求めることができることとし、使用者はこれに協力することとする。

(責任の制限)

第7条 使用者が、ロゴマークの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合、市は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

付 則

この要領は、令和5年3月1日から施行する。